

26年度から 中学校に特別支援学級を 開設します

市では、特別支援教育におけるより良い教育環境を整備し、子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、現在設置されている東中学校と中央中学校に加えて、西中学校に「知的障害学級（固定学級）」を開設します。また、通級指

導学級として「難聴学級」を久留米中学校に開設します。26年度に、市立中学校に在籍予定のお子さんの保護者で、固定学級や通級指導学級の利用について、ご希望・ご相談のある方は、学務課（市役所6階）へお問い合わせください。詳しくは同課 ☎470・7779へ。

平日の夜間、休日に 納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税など、市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

【お願い】相談を希望する場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。
※介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を

市税などの納付にご協力ください

10月31日（木）は、市民税・都民税第3期、国民健康保険第4期、後期高齢者医療保険料第4期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

東京都と合同で 不動産公売を実施します

市では、市税滞納者の財産の差し押さえを積極的に進めています。滞納処分として差し押さえた不動産は、滞納市税に充当するため、入札による売却（公売）を行います。

今回の不動産公売は、都と合同で行い、近隣市である新座市の物件を予定しています。買い受けを希望する方は、納税課（市役所2階）へ、問い合わせてください。詳細は市ホームページからご覧いただけます。

不動産の公売物件

売却区分番号	G4305号
物件所在地	埼玉県新座市栗原六丁目141番2ほか
財産の名称など	宅地=202.90㎡（登記簿上） 現況=宅地ほか、私道持分あり 共同住宅=1階115.93㎡、2階115.93㎡、3階92.74㎡、4階69.56㎡（登記簿上）
見積価額	1,710万円
公売保証金	171万円

なお、自主納付などにより、公売が中止になる場合があります。詳しくは同課 ☎470・7730へ。

日中一時支援事業・ 移動支援事業の 利用申し込みを受け付けます

現在、10月以降の日中一時支援と移動支援事業の利用申し込みを受け付けています。

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）
詳しくは同課 ☎470・7730へ。



【注意】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）
詳しくは同課 ☎470・7730へ。

ごみの減量を 目指して

～落ち葉の実験回収を行います～

現在、市ではごみの減量に向けて、さまざまな取り組みを行っています。

秋に多く排出される落ち葉は、これまで「燃やせるごみ」として収集していましたが、この落ち葉を実験的に回収することで、どのくらいのごみ減量に繋がるかを確認するため、次の通り実験回収を行います。ご協力をお願いします。
【実験期間】10月1日～12月

につき600円です（非課税世帯は、その半額を減免します）。

が20時間で、7月～9月の夏季期間は、小学生・高校生の利用時間を10時間拡大しています。また20歳以上の視覚障害の方は、同行援護を利用できない目的に限り30時間となりますが、同行援護を利用できる方は20時間となります。

移動支援事業は、小学生以上で視覚障害、知的障害、精神障害のある、または両下肢および両下肢に1級程度の障害があり、車いすでの単独移動が困難な方の外出時の移動を支援するものです。ただし、視覚障害の方は同行援護が利用できる場合は、原則として移動支援事業を併用できません。詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。



国民年金には、老齢基礎年金に上乗せして給付を受けます。その後も付加年金の納付を希望する場合は、改めて付加保険料納付の申し出をする必要があります。なお、納付期限後に支払った付加保険料は払い戻しになりますので、ご注意ください。

付加年金を希望する方は、市保険年金課（市役所1階）で手続きをください。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。

心身障害者自動車運転教習助成事業 運転免許取得に要する 費用の一部を助成します

心身障害者の生活圏の拡大を目的に、運転免許取得に要する費用の一部を助成します。

次の要件を全て満たしている方が対象です。

①道路交通法に規定する適性試験に合格し、身体障害者手帳3級以上（内部障害4級以上、下肢または体幹機能障害は5級以上の障害程度で歩行が困難な方）および愛の手帳4度以上

②道路交通法に規定する運前申請が必要

③引き続き3カ月以上、市内に住所を有する

④前年の所得税の年額が40万円以下

⑤ほかの制度により、免許の取得に要する費用の助成を受けていない

助成額は所得税額によって変わり、上限は16万4800円です。また、運転教習開始

市民みんなのまつりの会場で 小型家電のイベント回収（無料） を行います

11月9日（土）・10日（日）も実施する予定です。

詳細は次号の広報紙や市のまつりにおいて、家庭用ページでお知らせしなくてもよい小型家電のイベント回収（無料）を行います。詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。

付加年金は、納付期限（対象月の翌末日）内に納付しないと、付加保険料の納付を辞退したものとみなされます。その後も付加年金の納付を希望する場合は、改めて付加保険料納付の申し出をする必要があります。なお、納付期限後に支払った付加保険料は払い戻しになりますので、ご注意ください。

付加年金を希望する方は、市保険年金課（市役所1階）で手続きをください。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。

「身体障害者運転能力開発訓練センター」をご利用ください

18歳以上の身体障害者で、次の要件を全て満たしている方が、自動車運転免許を取得しようとする場合、「身体障害者運転能力開発訓練センター」で運転教習を受けられます。教習費は無料（検定料などは自己負担）です。

①公共職業安定所に求職登録している

②運転免許試験場の運転適正検査に合格した

③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた

身体障害者を対象とした自動車の改造費を助成します

重度身体障害者の社会復帰の促進を目的に、就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車改造に要する費用

を助成します。次の要件を全て満たしている方が対象です。

①市内に住所を有し、現に居住する18歳以上の身体障害者で、上肢・下肢または体幹機能障害で1級または2級の手帳を所持している

②自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある

③本人および扶養義務者などの前年の所得が、それぞれ要綱で定める所得制限限度額の範囲内である

④ほかの制度により、改造に要する費用の助成を受けていない

※助成対象となるのは、操向装置および駆動装置の改造に掛かる費用のみで、助成額の上限は13万3900円です。また自動車の改造を行う前に申請が必要です。詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。